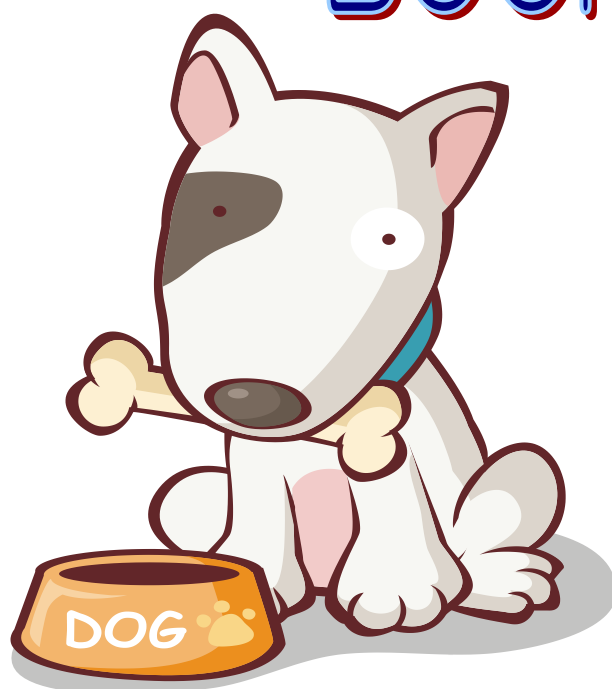


ワンワン BOOK



守谷市



犬を飼うときに守るべきこと

- 1.法令をしっかりと守る。
- 2.犬の習性等にあわせて適正に飼う。
- 3.他人に迷惑をかけない。
- 4.人と動物との共通感染症に注意する。
- 5.災害時の備えをする。
- 6.最後まで愛情・責任を持って飼う。



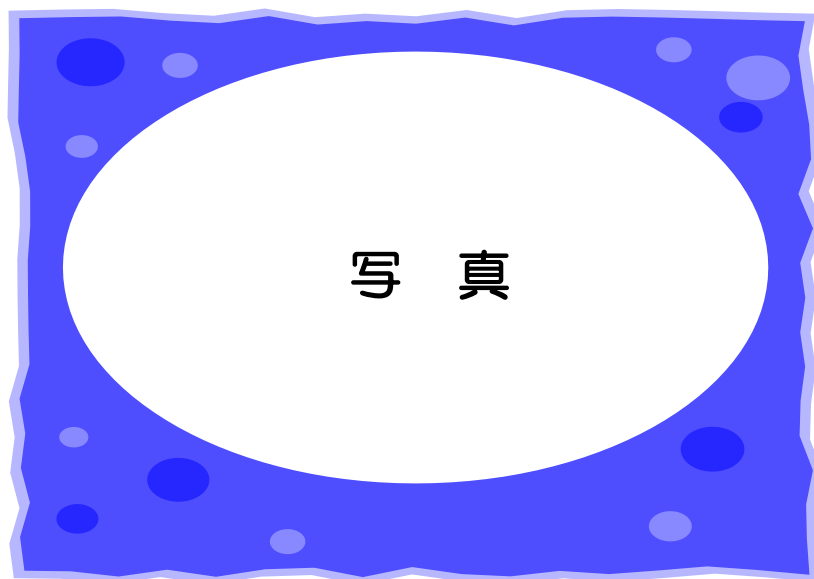
飼い主連絡先

氏 名

住 所

電話番号

愛犬の記録



犬の名前	
性別	オス ・ メス（去勢 ・ 避妊）
生年月日	年 月 日
犬種	
毛色	
体格	大 ・ 中 ・ 小
鑑札番号	
マイクロチップ 番号	

狂犬病予防注射の記録

注射年月日	注射済票番号	接種場所
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

飼い主のルールとマナー



①犬は登録し，狂犬病予防注射を受けましょう。

室内飼育，室外飼育の区別なく，生後91日以上すべての犬に「登録」と「狂犬病予防注射」が法律で義務付けられています。

★「登録」は犬の生涯に1回 → 「鑑札」が交付される(有料)

★「狂犬病予防注射」は毎年1回 → 「注射済票」が交付される(有料)



狂犬病予防法(抜粋)

第4条 犬の所有者は，犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあっては，生後90日を経過した日）から30日以内に，その犬の所在地の市町村長（特別区にあっては区長。）に犬の登録を申請しなければならない。

3 犬の所有者は，鑑札をその犬に着けておかなければならない。

第5条 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には，その者。）は，その犬について，狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。

3 犬の所有者は，注射済票をその犬に着けておかなければならない。

②犬はつないで，事故の防止に心掛けましょう。

犬の放し飼いは，茨城県及び守谷市条例で禁止されています。犬は放れてしまうと，他人に恐怖心をあたえたり，咬み付き事故を起こしたり，迷子になったり，さらには交通事故にあったりと様々な事件事故の原因ともなります。

必ずつないで，事故等の防止につとめてください。



茨城県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

第5条 飼い犬の所有者は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼い犬をけい留しておくこと。

守谷市動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)

第7条 犬の飼い主は，飼養する犬について，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 常時けい留しておくこと。

＊けい留・・・飼い犬を逃げるおそれがなく，かつ，人に危害を加えることのないように，さく，おりその他の囲いの中で飼養し，又は鎖等でつないでおくこと。



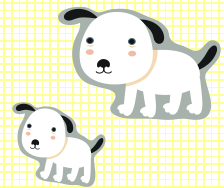
③小さな命，大切に！「捨て犬」をなくしましょう。

動物を捨てることは，動物の愛護及び管理に関する法律に違反する行為です。子犬が生まれて困るより「生まれない手術」をおすすめします。

④環境美化につとめましょう。

愛犬の排泄物の始末は飼い主の義務です。公共の場所（公園・道路など）や他人の土地，建物を汚さないようにしましょう。

飼育場所の周辺は常に清潔にして，ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。



⑤「身元証明」で愛犬の迷子をなくしましょう。

迷子をなくすためにも，犬には鑑札，狂犬病予防注射済証，迷子札（電話番号など）を必ずつけてください。迷子札の代わりにマイクロチップの埋め込みをすれば，脱落することなく，外観も損ねず，より効果的です。

⑥立派にしつけて愛される犬にしましょう。

犬による被害や苦情相談が多発しています。鳴き声や排泄物による苦情，咬みつки事故等の多くは飼い主の「飼育管理」や「しつけ」によって改善することができます。飼い主の努力で，ご近所から愛される犬にしましょう。

守谷市動物の愛護及び 管理に関する条例

平成27年4月1日施行

(犬に関するもの)



条例制定の目的

動物を飼うには、動物の命をあずかる責任と、社会に対する責任の両方が求められることから、動物の飼い主、市民、行政のそれぞれの立場の責務等を明確にし、「人と動物にやさしいまちづくり」を目指し、守谷市動物の愛護及び管理に関する条例を制定しました。



条例で定める主なもの

①最後まで責任を持って飼いましょう。

犬も家族の一員です。飼う以上は、最後まで愛情と責任を持って飼いましょう。

飼い主の病気、引っ越し等でどうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を見つけてください。

守谷市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

第6条

2 飼い主は、動物を終生にわたり飼養するよう努め、やむを得ず当該動物を飼養することが困難となった場合は、適正に飼養することのできる新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

②身元を表示しましょう。

迷い犬をなくすために、マイクロチップや迷子札の装着等をしてしましょう。

万が一、迷子や事故にあったとき、飼い主への連絡がスムーズになります。

守谷市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

第6条

3 飼い主は、飼養する動物に対し、首輪、名札、体内に埋め込んで使用する個体を識別する器具等により、飼い主の氏名及び電話番号その他の連絡先を明らかにするための措置を講じなければならない。

③周辺に配慮した飼養に心がけましょう。

犬の好きな人ばかりではありません。誰からも愛される犬であるよう心がけましょう。

守谷市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

第6条

- 4 飼い主は、飼養する動物について近隣住民の理解を得られるよう周辺の環境に配慮した飼養に日々心がけるとともに、人と動物が共生できる、人と動物にやさしいまちづくりに努めなければならない。

④災害時に備えましょう。

災害は突然おこります。もしもの時のために、日頃からしつけ、健康管理、ペット用品の備蓄などを備えておきましょう。

守谷市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

第6条

- 7 飼い主は、日頃から大規模な地震等の災害が発生した場合における動物の飼養に備えた準備をし、災害時においても責任をもった飼養に努めるものとする。

⑤犬はつないでおきましょう。

犬は放れてしまうと、噛みつき事故を起こしたり、迷子になったりします。交通事故にあう可能性もあります。必ずつないでおきましょう。

守谷市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

第7条

- (1) 常時けい留しておくこと。
＊けい留・・・飼い犬を逃げるおそれがなく、かつ、人に危害を加えることのないように、さく、おりその他の囲いの中で飼養し、又は鎖等でつないでおくこと。

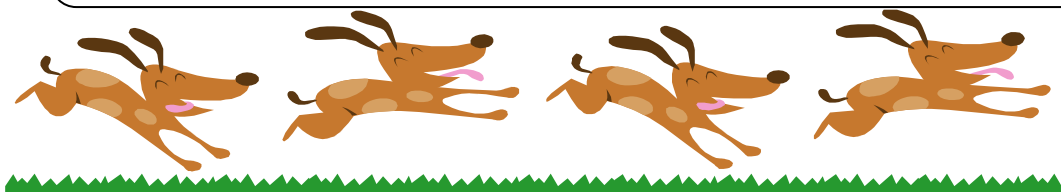
⑥必要に応じて不妊・去勢手術を受けましょう。

飼えないのであれば「生まない手術」を受けることも必要です。

守谷市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

第7条

- (3) 飼養状況に適した頭数を把握し、みだりに繁殖することを防止するため、不妊手術又は去勢手術その他の適切な処置を講ずること。



犬に関連する法律・茨城県条例



動物の愛護及び管理に関する法律



動物の購入にあたって

犬は、生後 56 日（平成 28 年 8 月 31 日までは 45 日、それ以降別に法律で定めるまでの間は 49 日）を経過しない場合の販売等が禁止されます。

購入前に、生年月日を確認して、一定期間親兄弟と過ごしているかを確認しましょう。

動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)

第 22 条の 5 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行った犬又は猫であって出生後 56 日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。



愛護動物のみだりな殺傷・遺棄・虐待は犯罪です

改正動物愛護管理法により、罰則が強化されました。

みだりに、えさや水をあげなかったり、酷使したり、病気や怪我の状態で放置したり、ふん尿が堆積するなどの不衛生な場所で飼ったりする等の行為は、「虐待」です。

みだりな殺傷・・・200万円以下の罰金等

遺棄や虐待・・・100万円以下の罰金

動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)

第 44 条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2 年以下の懲役又 200 万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行ったものは 100 万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄したものは、100 万円以下の罰金に処する。

茨城県動物の愛護及び 管理に関する条例



多頭飼育の届出

犬を10頭以上、猫を10頭以上または犬と猫を合わせて10頭以上飼っている方は届出が必要です。

届出先は茨城県動物指導センターになります。届出用紙は茨城県動物指導センターまたは市生活環境課に備えてあります。

※茨城県動物指導センターのホームページからもダウンロードできます。

◎届出をした方には、茨城県動物指導センターから、不妊去勢手術の実施などの適正な犬猫の飼い方について、指導・助言を行うことがあります。



お問い合わせ先
茨城県動物指導センター
〒309-1606
茨城県笠間市日沢47
電話 0296-72-1200

散歩時の注意

□にチェックしてみましょう！



- リードでつないで散歩をしている。
- 突然走り出しても、しっかりと抑えられる。
- 鑑札と注射済票を犬に装着している。
- 飼い犬が人を咬んでしまった場合の届出義務を知っている。
- 基本的な号令（スワレ、フセ、マテなど）に従うことができる。
- フンは必ず持ち帰る。
- フン尿で公共の場所や他人の土地・物件（門や玄関）を汚さない。
- 尿を流すための、水を入れたペットボトルを携帯している。
- 自転車に乗っての散歩をしていない。
（犬の突然の動きに対応できません。周りの人を巻き込む重大な事故を起こす恐れがあります。）



茨城県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

第4条 動物の所有者は、動物の本能、習性及び生理を理解し愛護するとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に危害を加えること又は生活環境を害することがないように、次に掲げる事項を遵守し、飼養管理しなければならない。

(4) 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にしたり、人に迷惑をかけたりしないこと。

しつけの必要性和その実践にむけて

しつけとは、人と犬が暮らしていく上で必要なルールを犬に教えることです。飼い主がしつけできれば、人に迷惑をかけないだけでなく、トイレや健康管理など世話がしやすい犬になり、犬との暮らしがより楽しく充実したものになります。



- ①本や雑誌を読んだり、しつけ方教室に参加したりして、しつけに関する情報収集をしましょう。
- ②無駄吠えや、人・動物を攻撃するなどの問題行動がある場合は、原因を調べ、必要に応じて獣医師や訓練士などの専門家に相談しましょう。

こうしょう

咬傷 事故発生時の対応

咬傷事故（人が犬に咬まれる事故）などを未然に防ぐためにもノーリードでの散歩は絶対にやめましょう。

万が一、自分の犬が人を咬んでしまったら被害者に誠意をもって対応し、必ず以下の手続きをしましょう。

- ① 犬を落ち着かせて、事故現場から離す。
- ② 被害者のケガの応急手当をする。
- ③ お互いの連絡先を交換する。
- ④ 24 時間以内に茨城県動物指導センターに事故発生届を提出する。（届出先は、相談窓口一覧を参照）
- ⑤ 動物病院で犬を検診してもらう。

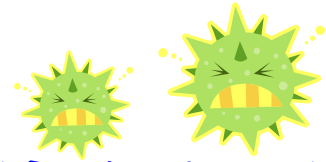


茨城県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

第 10 条 動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、その動物の所有者は、その事実を知った時から 24 時間以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の場合において、その動物が犬であるときは、その犬を獣医師に検診させ、その結果を知事に届け出なければならない。

ペットに関わる



人と動物との共通感染症(主なもの)

病 名	関係する主な動物	動物の主な症状	主な感染路	人の主な症状
狂犬病	犬・猫	興奮性の神経症状又は麻痺、昏睡して死亡	感染した動物に咬まれる	神経症状、発症した場合は昏睡し100%死亡
パストレラ症	犬・猫	多くは無症状	咬み傷、引っかき傷による	傷口がはれて痛む
回虫幼虫移行症	犬・猫	食欲不振、下痢、おう吐	フン中の病原体が口の中へ入る	肝臓、脳、目などに障害
皮膚糸状菌症	犬・猫	脱毛、フケ	感染した動物との過剰な接触	脱毛等の皮膚障害、かゆみを伴う
かいせん	犬・猫	皮膚の強いかゆみ、脱毛など	ヒゼンダニに感染した動物との接触	皮膚の強いかゆみ、脱毛
エキノコックス症	犬	多くは無症状	感染した動物のフン中の病原体が口の中へはいる	肝腫大、腹痛、肝機能障害
レプトスピラ症	犬	腎炎	感染した動物の尿に接触	発熱、肝臓や腎臓の障害
Q 熱	犬・猫	無症状	感染した動物のフン尿から空気感染	インフルエンザに似た症状、倦怠感
ブルセラ病	犬	多くは無症状、不妊症、流産	感染した犬の尿や流産時の汚物との接触	発熱、悪寒、倦怠感など風邪に似た症状
瓜実条虫症	犬・猫	無症状、下痢、痩せる	寄生虫の一種、瓜実条虫に感染したノミやシラミを介した経口感染	無症状、下痢
カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症	犬・猫	無症状	かみ傷、引っかき傷による	発熱、倦怠感、腹痛、吐き気、頭痛

人と動物との共通感染症の予防

人と動物との共通感染症を予防するために、以下のことを行いましょう。

- ① 動物との過剰なふれあいを控えましょう。
- ② 動物に触った後は、必ず手を洗いましょう。
- ③ 動物のフン尿は速やかに処理しましょう。
- ④ 動物のブラッシングや爪切りなどの手入れをこまめに行いましょう。
- ⑤ 動物病院などを利用して、日ごろから動物の健康チェックをしましょう。



犬の年齢について

7～8歳くらいから高齢期とされています。日頃から、病気予防のため定期的な検診を受けさせ、病気の早期発見と早期治療を心がけましょう。



愛犬は何歳？
人に換算すると・・・

実年齢	小・中型犬	大型犬
1 歳	15～20 歳	12 歳
2 歳	24 歳	19 歳
3 歳	28 歳	26 歳
5 歳	36 歳	40 歳
7 歳	44 歳	54 歳
10 歳	56 歳	75 歳
12 歳	64 歳	89 歳
15 歳	76 歳	110 歳

愛犬の災害対策

災害が発生したら、まずは飼い主自身の身の安全の確保をしましょう。飼い主が無事でないと動物達を守れません。避難が必要な場合は、動物と一緒に避難することが重要です。

しかし、避難所では動物が嫌いな人や動物アレルギーの人などとの共同生活となります。避難所でのトラブルを防ぐためにも、普段からしつけと社会性を身につけさせておきましょう。各種予防接種やワクチンも重要です。

日頃から、支援物資が届くまでの備えとして、以下のものを準備しておきましょう。

- ☐ 3日分以上のエサと水
- ☐ エサや水を入れる容器
- ☐ 鑑札（身元表示）とワンワンBOOK
- ☐ 健康に関する記録・写真
- ☐ 薬（持病などがある場合）
- ☐ トイレ用品（ペットシートなど）
- ☐ ごみ袋
- ☐ ペットケージ・首輪・リード
- ☐ 毛布などの大きめの布・ガムテープ
- ☐ おもちゃ



高齢動物の介護

動物も老化が進むと、高齢特有の病気や機能障害などが現われます。どんな病気が、いつ現われるかは動物種や個体によって様々ですが、病気や障害が現われたときは介護が必要になります。自分の飼っている動物が、介護の必要のない健康状態で長く過ごせるよう、若いうちから以下のことを心がけましょう。

- ☐ 飼い主による日々の健康チェック
- ☐ かかりつけの獣医師による定期的な健康診断

若いうちから健康に気を配っていても、確実に老化はやってきます。介護が必要になる前から、高齢動物の世話の仕方などの知識の習得に努め、家族で話し合っておきましょう。また、介護が必要になったとき、飼い主が介護によるストレスをためこまないよう、以下のことを心がけましょう。

- ☐ 飼い主仲間や獣医師又は動物看護師などの専門家に相談する。
- ☐ 家族みんなで介護に協力する。

飼っている動物が、老化に伴い重い病気にかかってしまうこともあります。病気によっては回復が見込めず、苦痛を伴う場合もあるかもしれません。このようなときは、かかりつけの獣医師と今後の対応について納得するまで話し合うことが重要です。



参 考

去勢・避妊手術料金（犬の場合）

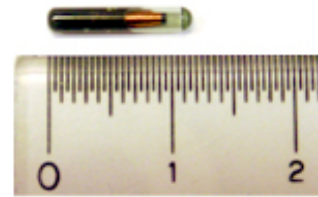
オス・メス 約1万5千円～3万5千円(*)

マイクロチップに関する費用

手術代 約3千円～1万2千円(*)

麻酔代 約8千円(*)

チップ登録 約4千円(*)



*日帰り手術や入院日数，体重など諸条件により
金額は変わります。
詳しくは動物病院で確認して下さい。

マイクロチップとは？

マイクロチップは、直径約2mm長さ約12mmの円筒形のガラスのカプセルで包まれた、小さな電子標識器具です。半永久的に識別可能で確実なので、装着していると災害時にも役に立ちます。

動物とその飼い主のデータは日本獣医師会のデータベースで管理され、読み取った固体識別番号をデータベースに照合することによって、即座に飼い主の電話番号等の検索が可能で飼い主に連絡をとることができます。

相談窓口一覧

相談内容	相談窓口の連絡先等
●犬の登録・狂犬病予防注射に関する事 ●飼い犬が死亡した場合	守谷市役所生活経済部生活環境課 電話：0297-45-1111（代）
●飼い犬が行方不明になった場合	守谷市役所生活経済部生活環境課 電話：0297-45-1111（代） 取手警察署 電話：0297-77-0110 茨城県動物指導センター 電話：0296-72-1200（代） ※隣接する市との境界付近にお住まいの方は、隣接する市にもお問い合わせください。
●犬の飼い方（しつけ、人と動物との共通感染症なども含む。）に関する事 ●飼い犬が人を咬んでしまった場合	茨城県動物指導センター 電話：0296-72-1200（代）

『犬も家族の一員です』



発行日 平成26年5月

平成27年4月改正

発行 守谷市役所生活経済部生活環境課

〒302-0198

茨城県守谷市大柏 950 番地の 1